

次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

「町長」  
議長。

(議長)  
町長。

「町長」 (行政報告)

はじめに、令和3年度江差町各会計決算見込みについてご報告申し上げます。

令和3年度の各会計につきましては、5月末をもって出納閉鎖をいたしましたので、決算見込みについてご報告いたします。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額64億46万4千円に対し、歳出総額60億9,311万円、歳入歳出差引3億735万4千円となりました。

このうち、繰越明許費の繰り越しにより、翌年度へ繰り越すべき財源として、1億3,240万7千円を差し引いたのちの実質収支が1億7,494万7千円となりました。

このうち、地方自治法第233条の2、但し書きの規定により、9,000万円を財政調整基金に積み立てし、残額8,494万7千円は、令和4年度に繰り越しました。

これにより、令和3年度末の現在高に決算剰余金処分による積立額を加えた財政調整基金の現在高は、24億1,054万7千円となりました。

令和3年度決算につきましては、歳入の面では町税や地方交付税交付額が当初見込みを上回ったこと、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止や感染拡大の影響を受ける地域の経済活動を支援するため交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を各種事業の財源として充当できたこと、歳出の面では各種建設事業費の減少や事業費の圧縮により、当初の見込みを下回ったことなどが収支の結果につながったものでございます。

以下、各特別会計の決算見込みにつきましては、資料のとおりとなっておりますので、割愛させていただきます。

次に、令和3年度江差町水道事業会計決算概要についてでございます。

令和3年度の水道事業会計につきましては、3月末をもって決算いたしましたので、その概要についてご報告申し上げます。

当年度の損益計算において、営業収益で2億5,812万2千円、営業費用では2億5,217万1千円となり、595万1千円の営業利益となるものです。

また、営業外収益は1億9,082万6千円、営業外費用では4,693万4千円となり、1億4,389万2千円の利益を生じ、営業利益とあわせて、1億4,98

4万3千円の経常利益となりました。これに当年度の特別利益18万8千円を加えた1億5,003万1千円が純利益となるものでございます。本決算により、当年度純利益1億5,003万1千円に、前年度の繰越利益剰余金1億6,215万2千円を合わせました、3億1,218万3千円が利益剰余金となるものでございます。

また、貸借対照表につきましては、別紙資料のとおりとなっておりますので割愛させていただきます。

次に、去る4月7日及び本日の議会全員協議会で報告いたしました重度心身障害者医療給付の不適正事務と報告遅延についてご報告申し上げます。

重度心身障害者医療給付は、保険診療に係る自己負担を北海道と町が助成する制度で、受給者の世帯の住民税が課税非課税で自己負担の割合を認定しますが、このたび、非課税として認定しなければならなかった世帯につきまして、課税世帯と認定してしまったことにより、助成金が過少に給付されてしまったものであり、その結果、自己負担が過大となってしまったものでございまして、この認定誤りの確定作業中に、新たに重度心身障害者医療給付に関する高額医療費申請の勸奨漏れも判明いたしました。

この度の案件につきましては、上司の係長及び担当課長が事案を認識していたにも関わらず、副町長への報告が1年4か月も経過したことで、長期に渡り事務是正がなされなかったことが一番の問題であり、職務怠慢であると言わざるを得ないものであります。

該当者及び関係者の皆さまへ、深くお詫びを申し上げますとともに、町議会並びに町民の皆さまにも深くお詫び申し上げる次第でございます。

大変申し訳ございませんでした。

この度、新たに判明した重度心身障害者医療給付の高額医療費申請の勸奨漏れにつきましては現行予算で対応できますが、重度心身障害者医療給付の受給者負担割合の運用誤りについては補正予算案を上程しております。ご審議いただき、補正予算可決後は、直ちに対象となった方々へ謝罪と給付を行いますので、何卒よろしくお願いいたします。

また、職員の懲戒処分等につきましては、民間委員2名を含む江差町職員賞罰審査委員会に諮問し答申された内容をもとに決定し、去る6月6日に処分を行いました。

それぞれの処分の内容ですが、不適正事務が判明した時点の事務担当者及び係長はそれぞれ減給10%1か月、担当課長は減給10%2月、平成21年度までの前任の担当者2名、係長2名、課長2名の計6名につきましては、書面による厳重注意といたしましたことをご報告申し上げます。

最後に、副町長と私の処分についてもご報告させていただきます。

この度の事案につきましては、事務方のトップである副町長、そして役場組織のトップである私の責任も重く、それぞれ減給10%1月を自ら処分を科すこととい

たしました。

減給に関する条例につきましては本定例会の追加議案として提案させていただきたく存じますので、何卒よろしくお取り計らい願います。

次に、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種についてでございます。6月号広報紙にチラシを折り込みしましたが、国は特例臨時接種の位置づけで、重症化予防を目的として4回目接種を行うことになり、対象者は、3回目接種から5か月を経過している60歳以上の方及び18歳から59歳までの基礎疾患がある方等となっております。

3回目接種の状況から、5か月を経過するのが早い医療従事者、高齢者施設入所者従事者、60歳以上の方、59歳以下の基礎疾患がある方の順に接種を行うことで調整しております。

4回目接種では、59歳以下は基礎疾患患者及び重症化リスクが高いと医師が判断する者となっていることから、現在、医療従事者及び高齢者施設の従事者等に調査を行っているところであり、対象者及び接種希望を把握した上で、6月下旬から接種を行うことを予定しております。

高齢者施設につきましては、3回目接種から5か月を経過する7月中旬から随時開始することで調整しております。60歳以上の集団接種は、7月30日から開始する予定で調整しており、3回目と同様に効率的なバス運行等を考慮するとともに、日時を指定したご案内をし、返信ハガキで確認を取る方法を基本とし、電話で予約をする煩わしさを極力無くすこととします。

59歳以下の基礎疾患患者等については、5か月を経過する順に基礎疾患等の説明を含めたご案内を送付し、自己申告により接種券を発行する予定としております。

接種日時や接種券の案内時期など、決定次第、随時町民の皆様に周知をして参ります。

なお、本件に係る補正予算につきましては、5月19日付で専決処分させていただき、本定例会で承認について上程しております。

次に、宗教法人姥神大神宮による姥神大神宮渡御祭の商標登録に対する異議申立書の提出について、ご報告申し上げます。

はじめに経過でございますが、特許庁の情報サイトを確認したところ、令和3年12月24日に商標登録を出願し、令和4年3月11日に商標登録となり、登録後に発行される商標掲載公報が令和4年3月22日に発行されておりますが、この間、姥神大神宮側から町や関係団体等に対する事前の相談等はなく、姥神大神宮総代会の中で申請行為が進められてきたものと認識してございます。町が今回の商標登録に関する情報を得たのは、去る令和4年4月13日に姥神大神宮総代のお一人から追分観光課長宛てに電話連絡があり、令和4年4月12日に開催した姥神大神宮総代会で姥神大神宮渡御祭のブランド力や不審な団体等に乱用されたりしないことを目的として商標登録することを決定したとの事後報告を受け、そこで初めて商

標登録に関する動きがあることを知り得たものでございます。その後、その総代のお一人が3回にわたり来庁し、町に対して姥神大神宮渡御祭の開催にあたり、神社側運行等経費に対する財政支援に関する要望があったものでございまして、商標登録による使用料徴収の可能性などについての発言をされていることから、対応した副町長からは、姥神大神宮総代を代表しての要望なのかを確認したうえで、代表としての要望であるとのこととでございますので、政教分離の関係や姥神大神宮の姥神大神宮渡御祭における決算内容を確認させていただきながら、支援が難しいことを返答したところでございます。

こうした状況を踏まえ、道指定無形民俗文化財の指定もされている姥神大神宮渡御祭の名称が、宗教法人単独の考えのもとで商標登録され、独占権を付与されることの公益的観点上の問題や、今後における商標登録による使用料の発生や使用制限などが危惧されるため、令和4年5月18日に函館の顧問弁護士を訪問のうえ相談し、弁護士の見解も踏まえながら、町として異議申立書を提出することを決定したところでございます。

異議申立て書の理由といたしましては、姥神大神宮渡御祭の名称は、道指定無形民俗文化財にも指定され、歴史的にも広く普通名称又は慣用商標として認められている名称であり、これまで多くの広告物や動画、商品等も製作されており、宗教法人に商標の独占はなされるべきものではなく、江差町民が共有する伝統文化財であることから、商標登録の取消しを求めるものとして提出してございます。

また、商標登録に対する異議申立書の提出期限が、商標掲載公報の発行日から2か月以内に限られており、その提出期限が令和4年5月23日までとなっておりましたことから、早急に必要資料を準備し顧問弁護士に申請手続きを委任のうえ、令和4年5月20日付で異議申立書を特許庁に送付し、令和4年5月23日付で特許庁に受理されたものでございます。

なお、異議申立ての可否についての標準的な審理期間は6か月から10か月となっております。

また、前述のとおり、異議申立書の提出期限が差し迫った状況の中で、異議申立てに係る補正予算を議会にご提案させていただく暇もなかったことから、取り急ぎ既存予算にて顧問弁護士への委任費用を対応させていただいたところでございまして、異議申立ての審理期間で諸々の経費が確定していくものと思われまますので、改めて然るべき時期に補正予算として議会にご提案させていただきたいと存じます。

最後に、特許庁に異議申立書が受理されたことにより、令和4年5月25日に副町長と追分観光課長とで姥神大神宮を訪問し、姥神大神宮渡御祭の商標登録に対し、事前相談もないことや商標登録の目的なども不透明であることも含め、町として異議申立書を提出したことを報告し、必要があれば町と姥神大神宮とで別途協議をさせていただくことを申し伝えております。

最後に、地域還元金の受領についてご報告申し上げます。当町とサツドラホール

ディングス株式会社 代表取締役社長 富山浩樹 様の包括連携協定事業の一環としてスタートした江差EZOCAについて、サツドラ店舗でお買い物した購入額の一定率を地域還元金として江差町へご寄附いただくこととなっております。昨年5月17日から利用を開始し一年が経過したことから、同社より一年分の還元金として去る5月23日、74万659円の贈呈がございました。贈呈された還元金につきましては、地域経済活動の循環に再び活用されるよう町が行う特定健診受診者へのポイント付与など、地域の活性化へ繋がる活用を図って参ります。

以上、贈呈がありましたことをご報告申し上げますとともに、あらためて地域活性化に対するご厚志に厚くお礼申し上げます。

「室井議員」

議長。

(議長)

はい。室井議員。

「室井議員」

いいですか。

行政報告には、質疑をしない、これ慣例的にずっとそういうふうに来てきたから、それは理解します。(議長：はい。) ただしですね、今、姥神大神宮この商標登録の件に関してはですね、極めて大きな問題があります。これをですね、今、行政報告でやりましたけど、今後ですね、やっぱり全員協議会なりに、議員にも、ちゃんと教えてもらいたい。それは、役場の問題だけでもないです。姥神大神宮だけの問題でもない、江差町民の問題ですから。我々にも、きちっとですね、報告できるようなそういうご配慮をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

答弁はいいですよ。お願いいたします。

以上。

(議長)

はい。以上ですね。

はい。以上で、報告が終わりました。

(議長)

11時5分まで、休憩いたします。

休 憩 10時52分